

(趣旨)

第1条 この方針は、本学の研究・教育・学習活動を支援するための図書、学術雑誌、その他非図書資料を収集し、適正な蔵書構成の実現及び内容の充実を図ることを目的とする。

(総論)

第2条 収書について、次の基本方針を定める。

- (1) 基本的・標準的な図書資料に関して遺漏がないよう努め、適宜更新する。
 - (2) 対立する学説や意見が存在する問題に関しては、各立場の図書資料の公平な収集に努める。
 - (3) 著者の思想的・宗教的・政治的立場にとらわれることなく収集する。
 - (4) 寄贈図書の収集も本方針に従う。
 - (5) 収書方針は利用者に公開する。
- 2 収書方針に基づく選書要領については別に定める。

(主題別基準)

第3条 主題別基準は専ら和図書を対象とし、学術雑誌・非図書資料はこれを準用する。

なお、洋図書については一般基準の項に記述する。順序及び主題の区分・名称は日本十進分類法の分類番号に従い、主題ごとの収集の程度は次のように区分する。

- (1) 網羅的に収集
 - (2) 積極的に収集
 - (3) 選択的に収集
 - (4) 厳選して収集
 - (5) 収集対象としない
- 2 主題別基準は別表第1のとおりとする。

(一般基準)

第4条 一般基準は次のとおりとする。

- (1) 次の資料は、網羅的に収集し、利用状況により適当数の複本をそろえる。
 - (ア) シラバス・履修要項掲載図書、ビデオ及びその最新年度版、改訂版
 - (イ) 講義などに使用する図書として指定されたもの
 - (ウ) 教員からの推薦図書
- (2) 洋図書資料は、和図書の主題別基準を参考にしつつ、研究・教育用資料として、本学研究領域に沿って各分野の基本的、標準的なものを収集する。ただし、次の2点については、積極的に収集する。
 - (ア) 学問分野の基礎となる分野については、翻訳図書資料の原著
 - (イ) 和図書において網羅的又は積極的な収集を行う主題で、国内での出版点数が少ない主題については、和図書を補填するもの
- (3) 古典的著作は、学生の学習上必要な図書又は教養形成に資する図書に限り主題別基準を参照して厳選して収集する。
- (4) 高度に専門的な資料の収集は、多くの研究分野の基礎的資料と認められる場合に限り収集する。ごく限られた研究者のみが必要とする資料は、研究室に委ねる。
- (5) 稀覯書及び豪華本は、原則として購入対象としない。
- (6) 継続購入図書は、別表第2のとおりとし、主題別基準に関わらず継続購入し、5年ごとに見直しを行う。

- (7) 希望図書は、主題別基準で網羅的、積極的又は選択的収集対象となっている主題であり、かつ各主題の規定レベルの図書については原則として購入する。ただし、次の2点については学術情報委員会に諮る。
- (ア) 厳選収集対象の主題のもの
 - (イ) 価格又は蔵書構成上の問題があるもの
- (8) 参考図書は、次の基準に従って収集する。
- (ア) 主題別辞典、用語集、便覧及び図鑑等は各分野とも基本的なものは積極的に収集する。
 - (イ) 白書、年鑑は主題別の収集方針に従う。
 - (ウ) 書誌はごく一般的なものを厳選して収集する。
 - (エ) 百科事典は、日本語のものを数種類セットで揃え更新に努める。外国語の百科事典については英語版を、1セット程度そろえ更新に努める。
- (9) マンガは、第4条第1号に該当するもの以外は原則として収集しない。
- (10) 娯楽図書及び話題図書は、原則として収集しない。

(その他の図書資料等)

第5条 その他の図書資料等については次の方針に従って収集する。

- (1) 大学関係者著作物
専任教員等の著作物は網羅的に収集する。
- (2) 学内刊行物
本学の資料として重要なものは積極的に収集する。
- (3) 非図書資料
語学教育用の資料は積極的に収集する。その他については、二次資料及び参考資料の電子媒体資料を中心に収集し、娯楽映像及び音楽資料は収集しない。

(収書方針の改廃)

第6条 この収書方針の改廃は、学術情報委員会及び運営委員会の意見を聴いて学長が行う。

附 則

この収書方針は、平成15年6月18日に制定し、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この収書方針は、平成20年8月5日に改正し、同日から施行する。

附 則

この収書方針は、平成23年6月14日に改正し、同日から施行する。

附 則

この収書方針は、平成27年3月17日に改正し、平成27年4月1日から施行する。